

答申案件の概要

件名	<p>単身赴任職員の本庁出張に係る旅費請求書等（上北地域県民局地域整備部分）についての一部開示決定処分に対する異議申立て</p>	
担当課	開示決定等	上北地域県民局地域整備部管理課
	異議申立て	県土整備部監理課
対象行政文書	<p>自宅が青森市にあり、県出先機関に勤務のため当該出先機関所在地乃至はその周辺に単身赴任している職員の本庁出張時の旅費支出に係る旅費請求（精算）書、復命書及び会議開催通知書。ただし、平成18年度分</p>	
経緯	開示請求年月日	平成19年12月10日
	開示決定等年月日	平成19年12月20日
	異議申立て年月日	平成20年2月19日
	諮問年月日	平成20年3月11日
本件処分の内容	<p>一部開示決定 （不開示部分及び不開示理由） ・旅費請求書及び復命書の職名、職務の級、職員の氏名、用務、精算請求金額、日当、課員の印影 条例第7条第3号該当（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため）</p>	
異議申立ての趣旨	<p>本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求める。</p>	
審査会の結論	<p>青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、結論において妥当である。</p>	
審査会の判断要旨	<p><条例第7条第3号該当性について> ○ 公務員等の職務遂行に係る情報を個人情報の例外としたことの経緯等について ・ 条例第7条第3号の制定経緯等からすると、同号は、公務員に関する情報も、一義的には「個人に関する情報」に含まれ、個人としての権利利益は十分に保護する必要があるが、一方、「公務員の職務の遂行に関する情報」については、行政の諸活動に対して説明責務を果たす目的のため、例外的に開示することとしたものと言うべきである。 よって、条例第7条第3号ただし書ハの規定は、「公務員の職務の遂行に関する情報」を公にすることにより、職務遂行以外の公務員個人の私的領域に関わる情報が公になるような場合においてまで、当該情報を開示すべきとしたものと解することはできない。</p>	

- ・ したがって、公務員の職務の遂行に関する情報に、職務遂行の内容並びに職名及び氏名以外の公務員個人の私的領域に関わる情報が含まれている場合には、条例第7条第3号ただし書ハの規定は適用されず、当該情報は、原則どおり、「個人に関する情報」として不開示となると解するのが相当である。

○ **本件情報の条例第7条第3号該当性について**

- ・ 本件情報は、いずれも「公務旅行に関する情報」であって、この点のみからすれば、条例第7条第3号ただし書ハに規定する「公務員の職務遂行に関する情報」に当たるものである。
- ・ 一方、本件開示請求は、「自宅が青森市にあり、県出先機関に勤務のため当該出先機関所在地ないしはその周辺に単身赴任している職員に係る旅費請求書等」を対象文書としているため、本件情報は、「自宅が青森市にあり、かつ、旧十和田県土整備事務所に勤務のため、同県土整備事務所の所在地である十和田市ないしはその周辺に単身赴任している職員」に関する情報である。

「単身赴任している職員」には、少なくとも職員の給与に関する条例第10条の2第1項本文に規定する事情が存在するのであり、このことから、本件情報は、個人の家庭生活に関する情報、すなわち、具体的な職務の遂行との直接の関連を有しない、当該職員の私的領域に関わる情報ともなるものである。

- ・ 当審査開会が調査したところによれば、実施機関は、職員の経歴、健康状態、生活の状況等を掌握し、人事管理の適正を図る一助とするため、職員調書を作成し、また、毎年これを照合し、補正しているほか、職員においても、履歴事項に異動があった場合は、青森県職員服務規程に基づく届出等が義務付けられていることが認められるものである。

このため、実施機関が保有するこれら職員の個人に関する情報を前提に、例えば、本件開示請求と同様に、病歴、家族状況などに関し特定の事情を有する職員に絞り込んで、職務遂行に関する情報に係る行政文書を開示請求することも可能である。しかし、この場合に、条例第7条第3号ただし書ハに該当するとして、当該行政文書が開示されることになれば、結果として、職員個人のプライバシーは、何ら保護されないこととなってしまう。

- ・ なお、異議申立人は、「実施機関は、県職員の単身赴任情報が開示されることによって、当該職員にどのような不利益が生じるのか具体的に説明していない」旨主張している。

しかし、条例において、個人に関する情報についての不開示情報を定めるに当たっては、プライバシーは、個人の内面的な意識の問題であり、また、個人差があるため、その具体的な内容や保護すべき範囲を明確にするのが困難であることから、いわゆる個人識別型を採用したところである。

したがって、本件情報の条例第7条第3号該当性の判断に当たっては、本件情報の本件対象職員に係る識別可能性について検討すれば足り、本件情報が公になることにより生じる本件対象職員の不利益の有無については、特に考慮すべき事項とならないものである。

- ・ また、異議申立人は、「本件開示請求の目的は、単身赴任者の旅費が職員等の旅費に関する条例等に即して、適正に支出されているか否かを確認することにある」とし、「当該旅行の用務、精算請求金額、日当が開示とされれば、当該旅行の必要性さえ検証できない」旨主張している。

しかし、行政文書の開示・不開示の判断は、当該行政文書に記録された情報が条例第7条各号の不開示情報に該当するかどうかによって行われるものであり、開示請求の目的によって、その判断が左右されることにはならないものである。

- ・ 以上から、本件情報のうち、本件対象職員を識別することができるものについては、条例第7条第3号本文に該当し、同号ただし書ハに該当しない。
- ・ もっとも、本件情報のうち、次に掲げる情報は、これのみから直ちに本件対象職員を識別することができるとは言い切れず、条例第7条第3号に該当しない可能性がある。
 - ① 旅費請求（精算）書
本件対象職員の出張に係る用務
 - ② 復命書
本件対象職員の出張に係る用務の全部又は当該用務のうち会議等の名称

<結論>

よって、本件情報のうち、上記①及び②に掲げる情報は、条例第7条第3号に該当しない可能性がある。しかしながら、実施機関は、本件処分において、いったん、当該情報を「本件対象職員を識別することができる情報」として不開示としているため、現時点でこれを開示した場合には、開示された会議等の名称に含まれる特定の職名等から、結果として、本件対象職員が識別されることとなるものである。

このことも踏まえれば、本件処分については、「審査会の結論」とおり判断せざるを得ない。

<付言>

○ 本件行政文書を特定するための作業について

- ・ 本件行政文書を特定するための作業（以下「本件検索作業」という。）は、職員調書という、本件開示請求で求められた旅費請求（精算）書等以外のものを用いて行わなければならない作業である。
- ・ 開示請求の対象となる行政文書の特定は、当該行政文書の記載内容によって行うのが一般的であるところ、本件検索作業は、本件開示請求の趣旨を踏まえ、実施機関が、当該行政文書以外の情報を用いて行った、通常とは異なる別途の作業である。

今後、対象文書特定のため、本件以上に、より詳細かつ膨大な別途の作業が必要とされる場合には、当該作業は任意の作業であること、及び開示請求者の適正請求義務を定めた条例第4条の趣旨からして、当該作業を行う必要はないと解するのが相当である。

- ・ また、本件検索作業は、本件対象職員の個人の家庭生活に関する情報等が記載された、職員調書によって行われたものであり、当該情報は、開示請求が行われた場合には、条例第7条第3号の個人情報に該当し、不開示となる情報である。
- ・ ところで、青森県個人情報保護条例第9条第1項では、「実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と規定している。その趣旨は、個人情報の利用や提供の仕方によっては個人の権利利益を侵害するおそれが生ずることから、保有個人情報の利用又は提供は、個人情報取扱事務の目的及び当該目的の達成のために必要な範囲内で行うことを原則とし、目的外の利用又は提供をしてはならないことを義務付けた、という点にある。

一方、同条第2項では、その例外として、一定の場合には、保有

個人情報の目的外の利用又は提供をすることができる旨規定し、同項第2号では、「実施機関がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」と規定している。

本件行政文書は、本件検索作業を行わなければ、これを特定することができないが、前記のとおり、そもそも、本件情報は、本件対象職員の個人の家庭生活に関する情報であり、条例第7条第3号の個人情報に該当し、不開示とすべき情報である。本件開示請求のために、このような不開示情報を利用して検索することが、個人情報保護条例第9条第2項の「相当な理由」に該当するかについては、慎重な検討が必要である。

上記の関係規定の内容からすれば、このような検索作業を行うこと自体、個人情報保護条例上問題はなかったのか、疑問があるところである。

- **本件対象職員を限定しない形で開示請求が行われた場合について**
 - ・ 実施機関は、本件開示請求に対し、本件検索作業を行った上で、本件行政文書を特定し、本件処分を行ったところであるが、旧十和田県土整備事務所の職員が平成18年度に行った県庁出張に係る旅費請求書等について、「自宅が青森市にあり、県出先機関に勤務のため当該出先機関所在地ないしはその周辺に単身赴任している職員に係る」という限定がない形で、改めて開示請求が行われた場合には、本件行政文書を含む旅費請求（精算）書等が対象文書として特定され、本件情報についても、職務遂行に関する情報として、条例第7条第3号ただし書ハの規定により開示されることとなる。
 - ・ このため、本件情報と当該開示請求によって開示された情報とを比較した場合には、結果として、本件情報の具体的内容が明らかとなるものである。
- **以上の点を踏まえれば、実施機関は、本件開示請求に対し、本件検索作業を行うことなく、対象となる行政文書を特定することができない（あるいは、すべきでない）として、その全部を開示しない旨の決定をすることも可能であったものと思われる。今後、同種の開示請求があった場合には、この点も考慮において、対応すべきであると考える。**